

保有個人データ等の開示等の手続きについて

広島信用金庫は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」といいます。）に基づき、ご本人またはその代理人から保有個人データおよび第三者提供記録の開示のお求めがあった場合は、遅滞なく調査等の対応をいたします。

また、保有個人データの訂正・追加・削除（以下、「訂正等」といいます。）や利用停止・消去・第三者提供の禁止（以下、「利用停止等」といいます。）等のお求めがあった場合にも同様に対応いたします。

1. 開示等の対象

当金庫が保有するお客さまご本人の個人データおよび第三者提供記録

※ ただし、第三者提供記録は、訂正等および利用停止等の対象外となります。

2. 開示等のご請求ができる方

- ・ お客さまご本人
- ・ お客さまが未成年者または成年被後見人の場合はお客さまの法定代理人
- ・ 開示等のご請求の手続きについてお客さまご本人が委任した代理人

3. 開示等のご請求手続き

（1）受付窓口

当金庫の本支店

（2）ご請求に必要なもの

- ・ 開示のご請求の場合「個人情報開示請求書」
- ・ 訂正等のご請求の場合「個人情報訂正等請求書」
- ・ 利用停止等のご請求の場合「個人情報利用停止等請求書」
 - ※ 各請求書は当金庫本支店の窓口にて用意しております。
- ・ 本人確認のための書類（運転免許証、パスポート等）
- ・ 代理人によるご依頼の場合は、代理人の本人確認のための書類および代理権があることを確認するための書類
 - ※ 任意代理人の場合は当金庫所定の委任状が必要です。
- ・ 当金庫にお届けのご印鑑またはご実印
 - ※ ご実印の場合は印鑑登録証明書が必要です。

（3）手数料

法に基づく開示の手続きにつきましては、当金庫所定の手数料をいただきます。

- ・ 氏名、住所等の基本的な項目の開示の場合 … 1,100円（消費税込）
- ・ 上記以外の開示の場合は別途手数料が必要となります。お支払い方法など詳しくは当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。

4. 回答方法

ご依頼いただいた当金庫本支店で書面および電磁的記録媒体（CD-ROMによるPDFデータ）の交付により回答する方法、または、お客さまご本人よりお届けいただいたご住所あてに郵送する方法のいずれかご希望の方法により、遅滞なく書面にて回答いたします。なお、お求めの内容によりましては一定の

日数を要しますこと、お求めの方法による開示が困難である場合、書面による開示となることをあらかじめご了承ください。

また、代理人からの依頼による場合、回答はお客さまご本人への郵送により回答させていただきます。

5. 開示しない場合のお取扱い

次に定める場合は、開示いたしかねますので、あらかじめご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。なお、開示しなかった場合にも所定の手数料をいただきます。

- ・ ご本人の確認ができない場合
- ・ 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- ・ 所定の依頼書類に不備があった場合
- ・ 所定の手数料のお支払いが無い場合
- ・ ご依頼のあった情報項目が保有個人データに該当しない場合
- ・ ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 他の法令に違反することとなる場合

以 上